令和6年度税制改正要望事項(新設・拡充・延長)

(国土交通省鉄道局鉄道事業課)

項目	名	鉄道事業再構築事業を実施し 特例措置の創設	たローカル鉄道の資産	産取得に	係る税制の
税	目	登録免許税			
要	【制度の概要】 鉄道事業再構築事業において鉄道事業者が譲受した既存の鉄道事業の用に 供する土地・家屋				
望	【要望の内容】 ・土地・家屋の所有権の移転登記について税率軽減 (本則2%→特例0.8%)				
Ø	・土地に設定された地上権及び賃借権の移転登記について税率軽減 (本則1%→特例 0.4%)				
内	【関係条文】 (登録免許税)租税特別措置法				
			平年度の減収見込額		▲ 1 百万円
容			(制度自体の減収額)	(-百万円)
			(改正増減収額)	(一百万円)

新 設 . 拡 充 又 は 延 툱 を 必 要 لح す る 玾 由

(1)政策の目的

沿線における人口減少や少子高齢化の進展、高速道路の延伸等社会経済情勢の変化に伴い、ローカル鉄道の経営を取り巻く環境が年々厳しさを増す中、鉄道事業者による利用促進策や経営の合理化努力も限界に達しつつあるところ。 沿線自治体と鉄道事業者を中心に、鉄道が各地域で果たしている意義や役割について協議した結果、鉄道を運行する公共政策的意義が認められた路線について、鉄道の競争力回復に向けた取り組みを支援することで、人口減少時代に合った地域モビリティの再構築に寄与する。

(2) 施策の必要性

平成19年5月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「地域交通法」という)が制定され、創意工夫して鉄道の再構築に主体的に取り組む地域を、国として総合的かつ強力に支援することにより、地域鉄道の再生・再構築を推進してきたところ。

ローカル鉄道については、人口減少やマイカーへの転移等が進む中で、利用者の大幅な減少により、大量輸送機関としての特性を十分に発揮できず、存続は危機的状況である。地域の足を守るためには、事業構造の変化が必要であるとともに、人口減少社会に相応しい、コンパクトでしなやかな地域公共交通の再構築が急務である。

このため、令和5年度に地域交通法を改正し、事業構造の見直しを進めつつ 鉄道輸送の高度化を図る再構築事業に関する取組への支援を強化したところで あるが、事業構造の見直しを促進するためには、鉄道資産譲渡時の負担軽減が 必要である。

口 ഗ 要 望 租 税 特 合 別 理 措 置 性 1 関 連

す

る

事

項

政策体系

における

政策目的の

位置付け

今

〇「経済財政運営と改革の基本方針 2023」(令和5年6月16日 閣議決定)(抜粋)

「第2章 新しい資本主義の加速 5. 地域・中小企業の活性化」

地域公共交通については、改正法の円滑な施行等あらゆる政策ツールを総動員するとともに、国の執行体制の強化を図る。ローカル鉄道の再構築、(中略)「リ・デザイン」の取組を加速化する。

- 〇「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(令和 5年6月16日閣議決定)(抜粋)
- ②交通インフラの整備・地域公共交通のリ・デザイン 地域公共交通の再構築を進めるため、国として、鉄道事業者・ 自治体等の地域関係者間の協議が円滑に進むように、積極的に 関与していくことが必要である。
- 〇「成長戦略等のフォローアップ」(令和5年6月16日閣議決 定) (抜粋)
- ・改正地域交通法に基づき、ローカル鉄道の再構築に向けた協議会の設置や実証の実施、(中略)等を着実に行う。

〇地域の暮らしを支える地域の鉄道を維持・活性化するための 鉄道事業再構築事業の推進については、地域交通法に基づいて 進められているところである。

政策目標 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 施策目標 26 鉄道網を充実・活性化させる 鉄道網を充実・活性化させることにより、

	<u> </u>	広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適
		でゆとりある都市生活の実現等を図る。
		地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事
	政策の 達成目標	業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道 の維持・活性化を図る。
	租税特別措 置の適用又 は延長期間	2年間(令和6年度~令和7年度)
	同上の期間 中の達成 目 標	地域交通法に基づき、鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者を支援することにより、地域の暮らしを支える地域の鉄道の維持・活性化を図る。
	政策目標の 達 成 状 況	これまでに福井鉄道、若桜鉄道、三陸鉄道、信楽高原鐵道、四日市あすなろう鉄道、北近畿タンゴ鉄道、山形鉄道、伊賀鉄道、養老鉄道、南阿蘇鉄道の 10 事業者 11 件の鉄道事業再構築実施計画の認定を行い、同計画に基づく鉄道事業再構築事業が実施されている。
有	要望の 措置の 適用見込み	令和6年度:1件 令和7年度:1件
効	要望の措置の対象を	鉄道事業再構築事業を実施する鉄道事業者に対する補助制度とともに、本特例措置を適用することにより、沿線自治体と鉄
性	│ の効果見込 │ み(手段とし │ ての有効性)	道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り競争力を回復するための事業が着実に実施される。
	当該要望項 目以外の税 制上の措置	
+-	予算上の 措置等の 要求内容	①鉄道軌道安全輸送設備等整備事業 ・地域公共交通確保維持改善事業費補助金 28,219 百万円の内数 ・鉄道施設総合安全対策事業費補助 9,882 百万円の内数 ②インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業 ・地域における受入環境整備促進事業 1,896 百万円の内数 ③社会資本整備総合交付金 656,283 百万円の内数
相	及び金額	④先進車両導入支援等事業 30,115 百万円の内数
性	上記の予算 上の措置等 と要望項目 と の 関 係	上記予算措置は、各事業に必要となる設備の導入や更新等を 支援するものである。これに対し、本特例措置は、鉄道事業再 構築事業によって既存の鉄道用資産を譲受する際の負担を軽減 するものである。
	要望の措置の 妥 当 性	本特例措置は、経営環境が極めて厳しいローカル鉄道について、沿線自治体と鉄道事業者が中心となって鉄道輸送の高度化を図り競争力を回復するための事業を行うに際し、負担の低減を図るものであることから、政策手段として適切である。

		-
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措置の 適用実績	
	租特透明化 法に基づく 適 用 実 態 調 査 結 果	_
	租税特別措 置の適用に よる効果 (手段として の有効性)	
	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時からの選問を受けるでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	_
これまでの 要 望 経 緯		平成 20 年度税制改正要望提出(創設) 平成 22 年度税制改正要望提出(廃止)既存会社より譲渡実態な く特例廃止